

岩手地方最低賃金審議会第1回専門部会議事要旨

岩手労働局

令和8年8月5日 13:30～15:40

出席状況	公益	3/3
	労側	3/3
	使側	3/3
○ 主な審議事項〈公開・一部非公開・非公開〉 1 岩手県最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選出について 2 実地視察の概要について 3 関係労使参考人からの意見聴取について 4 金額審議に当たっての労働者側及び使用者側の基本的考え方について 5 その他 ○ 審議要旨 1 岩手県最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選出について 部会長に近藤委員、部会長代理に植村委員が全会一致で選出された。 2 実地視察の概要について 実地視察の概要について事務局より説明された。 3 関係労使参考人からの意見聴取について 一般公示により申出及び意見書の提出があった関係使用者2名、関係労働者3名から、専門部会において意見聴取が行われた。 4 金額審議に当たっての労働者側及び使用者側の基本的考え方について ＜労働者側＞ 最低賃金近傍で働く人が安心して暮らせる水準となること、岩手の人材確保・定着につながること、地域間格差の縮小につながること、物価上昇に対応し生活改善につながること、岩手の将来を見据えて働く人の生活と地域経済の持続的発展につながること、これらを重視した最低賃金の改定となる審議を求める。 ＜使用者側＞ 最低賃金の一定程度の引上げの必要性は理解するが、最低賃金は法的強制力を持っており、改定に当たっては最低賃金法に定める3要素（労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力）を考慮することが基本であり、これらを総合的に表している賃金改定状況調査結果を最も重視する。その上で、今年度の最低賃金の審議においては、県内企業経営者に納得感のある結果を示し、県内の経済活動を支える中小企業・小規模事業者の経営状況を十分に勘案した上で、各種調査結果や指標データに基づいた明確な根拠を重視した慎重な審議を求める。 5 その他 専門部会の「審議結果報告」について、内容確認を部会長に一任することが確認された。 ○ その他 傍聴人4名。 議題2の「実地視察の概要について」の全てと、議題3「関係労使参考人からの意見聴取について」の一部については、非公開審議とされた。		